

(改正箇所：下線部分)

入会資格審査等要綱

直近改正：平成24年10月17日

第1章 総則

(目的)

第1条 本要綱は、社団法人全国有料老人ホーム協会定款（以下、「定款」という。）第7条第1項の規定に係る入会審査、及び定款第4条第1号の規定に基づく入居者基金制度（以下、「基金」という。）への加入審査、並びに会員としての適格性等についての審査の手続き等を定めるものである。

(審査種別)

第2条 本要綱において規定の対象とする審査は、次の3種類とする。

- (1) 入会資格審査 事業者の正・準会員資格に係る審査で、開設前のホームが入会する場合は準会員審査を行い、開設済みのホームが入会する場合は正会員審査を行う。
- (2) ホーム登録審査 既会員がホームを新設する場合に行う審査で、入会資格審査と同様の審査を行う。
- (3) 基金加入審査 協会会員が、協会定款第4条第5号に規定する基金に加入するための審査を行う。理事会の加入承認をもって、ホームを基金登録ホームとする。

(準会員審査)

第3条 前条第一号の入会資格審査のうち、準会員審査の手続きについては、以下の規定による。

- (1) 入居者から前払い金を一時金で受け取るホーム事業者が、その保全措置として協会の基金を利用しようとして加入する場合は、入会資格審査及び基金加入審査を受審しなければならない。
 - ①都道府県等への届出段階の場合
準会員としての入会資格審査及び基金加入審査を経て、当該届出受理を条件として理事会の承認を得るものとする。
 - ②都道府県への届出後でホーム開設前の場合
準会員としての入会資格審査及び基金加入審査を経て、理事会の承認を得なければならない。
- (2) 基金への加入を要しないホームで、都道府県への届出後においてホームの開設前に入会を希望する場合は、入会資格審査のみを行う。
- (3) 分譲型ホーム等のサービス提供事業者が入会を希望する場合は、準会員審査を行う。
- (4) 既会員が新たに設置するホームの登録を行おうとする場合は、基金加入の有無により、上記(1)(2)の規定を準用する。この場合の審査は、ホーム登録審査となる。

(正会員審査)

第4条 前第2条の審査のうち、正会員及びホーム正登録の審査手続きについては、以下の規定による。

- (1) ホームを開設した準会員の場合、理事会は開設の段階で審査時点からの変更点を確認し、問題がないと認める場合には、正会員資格の付与を承認する。
- (2) 既にホームを開設した事業者が新規に入会する場合は、入会審査を経、理事会の承認をもって正会員資格を付与する。この際、基金への加入を希望する場合には基金加入審査を併せて実施する。

- 2 複数のホームを運営する事業者が正会員としての入会を希望する場合等の取扱いについては、協会が別に定める審査内規による。

（基金加入審査）

第5条 第2条第3号に係る基金加入審査は、必要に応じて入会資格審査と同時に行い、入会と基金加入の適格性等を審査する。ただし、基金加入については、協会への入会を条件とする。

（事業主体の変更等における取扱い）

第6条 正会員及び準会員（以下「正会員等」という。）において、事業承継・会社分割・吸収合併等（以下「合併等」という。）に伴い本協会登録ホームの事業主体が変更する場合、又は分譲型ホームがサービス提供事業者を変更するなどの場合、本協会は以下の各号に掲げるいずれかの手続きを行うものとする。

（1）正会員等が、他の本協会会員又は正会員等の関係会社に合併等を行う場合

合併等以前の状況に比べ、登録ホームの運営が実態的に変動なく、または好転すると認められるかどうかを理事会が判断し、審査実施の可否を決定する。

（2）正会員等が本協会会員以外の者に合併等を行なう場合（複数の登録ホームを有する正会員等が分社する場合を含む）

入会資格・入居者基金制度加入審査を実施する。

（3）正会員等における支配株主等が交代する場合

手続きは（1）の場合に準ずる。なお、ここでいう「支配株主等」とは、発行済株式数が全体の1/2以上を占める場合に限らず、役員の交代等により実質的に経営権が移行する場合も含む。

2 正会員等は、本協会が前項の手続きを行うに際し、あらかじめ以下の内容にかかる資料を提出しなければならない。

（1）合併等の理由、及び具体的な方法

（2）合併等による株式、役員等、組織構成の変更内容

（3）合併等に伴う行政手続きの実施方法

（4）入居者との入居契約内容等の変更の有無

（5）労働契約承継法等に基づく、従業員の雇用継続の有無

（6）事業を行う者の財務状況・経営状況等

（7）（入居者基金制度加入法人の場合）合併等に対する登録入居者の合意

（8）上記以外に理事会が必要と認める資料

3 正会員等が合併等により本協会を退会する場合においても、本協会は入居者保護等の観点で、前項の資料の提出を求めることができる。

（審査委員会の設置）

第7条 協会に、入会資格審査委員会（以下、「入会審査委員会」という。）を置く。

2 協会に入居者基金加入審査委員会（以下、「基金加入審査委員会」という。）を置く。

第2章 入会審査

（入会審査委員会の構成）

第8条 入会審査委員会は、審査委員長、審査副委員長及び審査委員で構成する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 審査委員長は、理事長がこれにあたり、審査委員会の議長を務める。

3 審査委員は5名以上9名以内（委員長、副委員長を含む）とする。

- 4 審査副委員長は、審査委員長を補佐し、委員長が欠けた時はその職務を代行する。その任命は理事会が行う。
- 5 審査委員の構成は、理事長を含め、学識者、有識者等の非事業者5名以内、事業者4名以内とし理事会の承認を得て理事長が委嘱する。欠員が生じた場合も同様の構成とする。

（入会審査委員会の時期及び招集）

第9条 入会審査委員会の開催は、原則として隔月に1回とするほか、必要に応じて開催するものとする。

- 2 入会審査委員会は、審査委員長が招集する。

（入会審査委員会の審査）

第10条 入会審査委員会は、入会基準に基づき入会申請者の会員としての適格性について審査し、その結果を理事会に上程する。

- 2 前項の審査は、協会に提出される財務諸表等の書類、図書、及び必要に応じた実地・面接調査に基づいて行う。
- 3 入会審査委員会は、事業収支計画、経営評価等専門的な事項については、必要に応じ協会外の専門家の意見を求めることができる。
- 4 審査に際しては、地方自治体等の意見を参考とするものとする。
- 5 経営の健全性に係る審査については、必要に応じて実施する。

（入会審査委員会の成立及び議決）

第11条 入会審査委員会は、構成現在数の3分の2以上の出席により成立するものとする。

- 2 入会審査委員会の議決は出席者の3分の2以上とする。
- 3 入会申込者と同一地域の事業者委員は、審査には加わるが、議決には加わらないものとする。この場合の同一地域とは、役員選任規則でいう地域をいう。

（審査委員の守秘義務）

第12条 入会審査委員会の委員は、委員会で知り得た討議内容、審査内容、報告事項等を他に漏らしてはならない。

（入会申請手続）

第13条 入会を希望する事業者は、入会申請書に加え、都道府県への設置届の際に提出した資料または本協会が別に定める様式を添えて、協会に申請するものとする。

- 2 準会員資格の承認日より1年を経過してもなお当該ホームの建築に着手しない場合は、当該資格を取り消す。

（審査委員会の決定）

第14条 審査委員会の決定は承認妥当、又は却下妥当、の2種類とし、各々について以下の手続きをとるものとする。

- 一 承認を妥当とする場合は、理事会に上程するものとする。
- 二 却下を妥当とする場合は、その理由を明確にした上で、理事会に上程するものとする。
- 2 前項に係わらず継続審議を妥当とする場合は、修正を必要とする内容及び相当の修正期限を付して申請者に修正を求めるものとする。
- 3 審査委員会は、前項で定める期限までに修正が行われた場合は承認を妥当として、また期限までに修正が行われない場合は却下を妥当として、それぞれ理事会に上程するものとする。

（理事会の決定）

第15条 理事会の決定は、承認・継続審議・却下、の3種類とする。

2 理事会は、前条第1項による審査結果の報告に基づき審議を行い、前項のいずれかの決定を文書をもって入会申請者に通知する。このうち、継続審議については修正を必要とする内容及び相当の修正期限を付して通知し、かつ審査委員会に対して以後の審査業務を委嘱する。

3 前項による委嘱後の手続きについては、前条第3項を準用するものとする。

（変更等の届出）

第16条 入会申請者又は会員は、次に掲げる事項が発生した時は、当該事実発生の日から2週間以内にその旨を理事長に届けるものとする。ただし、事業を廃止しようとする場合は、廃止日の30日前までに退会申請又はホーム登録抹消の申請を協会に行わなければならない。

（1）ホームの名称、法人等の名称若しくは住所の変更（様式1）

（2）法人等の代表役員、担当役員、並びにホーム長の異動（様式2）

（3）主要株主等の異動（様式3）

（4）主要株主等の出資割合の変更（様式3）

（5）協力医療機関の変更

（6）室数・ベッド数の変更等

（7）事業の廃止

（8）その他

2 理事長は、前項の届出又は申請を受け、審査事項に重要な変更が生じたと判断した場合は、必要に応じ、入会審査委員会に審査を付託する。

3 前項の場合、入会審査委員会は、当該申請者又は会員に事情を説明する機会を設けることができる。

（入会承認後の取扱い）

第17条 事業者は、理事会の入会承認日をもって、協会会員であることを表示し、入居募集・宣伝・広告その他の活動を行うことができる。

2 正会員承認後には会員証を、ホーム正登録承認後には会員章（鶴マーク）を、それぞれ交付する。

3 会員が入居募集等を行う場合は、登録ホームと未登録ホームとを明確に区別して行う。

（経営状況の審査等）

第18条 入会審査委員会は、経営状況の審査を行う。

2 審査は、第8条から第17条の規定を準用して行う。

3 理事会は、会員の経営指導に係る分析等の実施について、会員と直接の利害関係にない第三者機関に業務を委嘱することができる。

（会員資格の喪失）

第19条 定款第11条の規定により、会員が会員資格を失った場合は、直ちに会員証及び会員章を返却するものとし、その後においては協会の会員であることを表示してはならない。

（会員証等の様式）

第20条 会員証及び会員章の様式は、別に定めるとおりとする。

第3章 基金への加入

(準用)

第21条 基金加入の手続きについては、入居者基金業務方法書によるほか、同方法書に規定のないものについては前章の規定を準用する。

第4章 雑則

(要綱の改正)

第22条 本要綱に改正の必要が生じた場合は、審査委員会での検討を経て、理事会において定める。

附則

1. 平成 5 年 4 月 1 日 一部改定
2. 平成 5 年 6 月 1 日 一部改定
3. 平成 6 年 3 月 1 日 一部改定
4. 平成 10 年 6 月 22 日 一部改定
5. 平成 14 年 10 月 25 日 一部改正
6. この入会資格審査等要綱の改正は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
7. 本要綱の改正は、平成 20 年 7 月 1 日より施行する。
8. 本要綱の改正は、平成 24 年 10 月 17 日より施行する。